

# 会 議 録

## 1 会議名

平成26年度第3回直江津区地域協議会

## 2 議題

### 【協議事項】

地域活動支援事業について（公開）

## 3 開催日時

平成26年6月4日（水）午後6時00分から午後7時54分

## 4 開催場所

上越市レインボーセンター 第三会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員： 青山恭造、池田伸吾、泉 秀夫、伊藤邦雄、今井不二子、佐藤光司、竹内明美、田村利男、田村雅春、冨塚 毅、中澤武志、福島 弘、増田利昭、町屋隆之、丸山朝安、三上正子（欠席1名）
- ・事務局： 北部まちづくりセンター：関川センター長、滝澤係長、星野主任

## 8 発言の内容

### 【関川センター長】

只今から平成26年度第3回直江津区地域協議会を開会します。本日の出席人員は、16名です。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。はじめに増田会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

### 【増田会長】

皆さん、お疲れ様でございます。今日は皆さんから採点をしていただきました点数を基に、採択の可否を決定していきたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。以上です。

**【関川センター長】**

ありがとうございました。

それでは同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなります。増田会長お願いします。

**【増田会長】**

それでは、会議を始めます。まず、本日の会議録の確認についてですが、福島委員と丸山委員をお願いします。では、議題に入ります。「地域活動支援事業 採択事業」の決定について事務局より説明をお願いします。

**【滝澤係長】**

それでは、説明させていただきます。本日、皆様のお手元に採点総括表を配付させていただきました。こちらの表には30点以上の採点をされた委員の数、また、29点以下の委員数を集計したものを記載してあります。全ての事業で過半数の委員が30点以上を付けております。本日、それぞれの特記事項等について皆様から御協議いただき、1件ずつ採択額を決定していただきたいと思います。協議によっては採択額に変動がある可能性もありますので、特記事項と合わせて採択額を決定していただきたいと思います。

**【増田会長】**

ありがとうございました。それでは、採点結果によりますと、11件全ての提案について過半数を超えておりますので全て採択という結果になりました。特記事項については、これは絶対やらしてもらわなければいけないとか、認められないということについては特記事項として提案者の方に示すということになります。特記事項に書くまでもなくこういう意見がありましたというのは、いつものとおり、事務局から提案者に伝えていただくという扱いにしたいと思います。特記事項の一覧を読んでいただくと分かるように、特別なこととして提案者に条件付きで示さなければいけないところと、こんな意見がありましたと伝えるところの区別が出来ますので、きちっとしていきたいと思います。かなりの数を書いてあるので1件ずつ判断を含めてお聞きしますので、御意見をお願いします。まず「No.1 クリーンナップ上越 in 五智事業」について、『昨年度の事業結果概要書の中で、各種作業や会議に五智5丁目町内会長さんの回数が多いと思われます。今年度は少し減らすことも考えてみてください』ということで、これは提案者に伝えるこ

とでいいのかなと思います。

【町屋委員】

5丁目の町内会長さんの回数が多いからって、そうしてはいけないということですか。

【増田会長】

こんな意見がありました。と伝えるだけですから。

【町屋委員】

伝えることは大事だと思いますが、この意味が全然分からない。例えば、町内会長さん達に声を掛けて皆さんが出てきてくださっているというだけではないですか。それとも5丁目の町内会長さんだけを無理やり連れてきているとかですか。

【増田会長】

いや、そんなことはないですよ。

【町屋委員】

では、その方が自発的に出てきているのに。

【田村雅春委員】

今日の会議の中で、必要な言葉は言ってもいいけれど、必要無い言葉は付け加えるべきではない。全体の協議の中で、伝えるべき問題と伝えない問題と、それだけ決めればいいのではないのでしょうか。

【増田会長】

従来は、少数意見でもこんな意見がありましたという、要は会議録を読んでもらえば分かりますが、そこまでやらなくても、こんな意見が出ていましたというくらいでお伝えしたいという扱いにしています。

【田村雅春委員】

では、書いてある意見は全て伝えるということですか。

【増田会長】

雰囲気としてこんな意見がありましたということは伝えるということです。

【田村雅春委員】

例えば私が解釈を間違えていて、これは自分の意見だったけど、解釈の仕方を間違えていたから意見を下ろしてもいいなと思って賛成すれば、伝える必要が無いんじゃないですか。

**【増田会長】**

確かにそれはあります。

**【田村雅春委員】**

そこだけ、明確にしてもらって会議を進めてもらいたいと思います。

**【町屋委員】**

特記事項に書くのは30点以上を付けて言いたいことを書くべきだという流れがあるわけじゃないですか。17分の1でしかないけど1票の意見です。もし出来るなら、書いた人がこういう思いで書いたと言っていたら理解したいという思いがあります。

**【増田会長】**

説明したくない人もいますから、あえて書いた人に説明してくださいとは言いません。

**【田村雅春委員】**

全体の中で、半分くらいの方がこういう考えもあると思えば、それはこの意見として伝えるべきだと思いますよ。

**【増田会長】**

そういうことがありますので、些細な意見かもしれないけど、伝えておいた方がいいだろうという判断に至っております。

**【泉委員】**

私は、田村雅春委員が言っていることは理解できます。載せるべきか、載せないべきかということが1つ。また、載せるべきとなったときに強制的な意見と単なる意見の2つがあるんですよ。果たしてつぶやきでもいいのでしょうか。やはり協議会として出す意見ですので、余計なお世話だよと思われる意見を載せていいのかなって思う部分はあります。

**【増田会長】**

こんな意見として伝えるだけという提案をしています。

**【田村雅春委員】**

地域協議会の中では微妙な発言かなというふうに思います。ただ、意見を出した本人にとっては深い解釈があったかもしれない。その辺が分からない。全て提案者に伝えるというのは納得がいかない。伝える部分も必要だと思うけど、私はそう思いました。

**【今井委員】**

こういう意見があったというのは載せてもいいのではないのでしょうか。

**【町屋委員】**

確かにこの問題に関してはそんなに難しいことはありませんが、この先に進んだ時に、ここで決めておかないと相反の意見が出てきた場合、両方とも伝えると混乱させるだけだと思うんです。どちらの意見を取るかというのはここで決めたほうがいいと思います。

**【滝澤係長】**

事務局からですが、特記事項に書いてある部分は、これについて気を付けていただきたいというものが主になります。委員の中には、この事業はすごく良い事業だから一生懸命やってほしいというような言葉は特記事項に出てきません。注意事項ばかりが伝える事項になってしまいまして、逆に、応援しているという気持ちはあると思いますが、それを伝える機会が無いのかなと思いますので、特記事項を伝えるにあたっては、この協議会で精査した意見を、伝えるということが正当かもしれません。

**【増田会長】**

今の意見によると、ほとんどのことが全て余計なお世話ですよ。だとすれば、一切伝えないということになります。それでは委員の皆さんが何をどういうふうに協議したかというのを相手に分かってもらえるかという心配があるので、要するに地域協議会というものを理解してもらおうということ。町屋委員が言ったように様々な意見がある中で、こういう採点をしているということが分かって、そういうことを考えているということが相手に伝わる。こういう意見がありましたよと雰囲気的にお伝えしましょう。それに従うか従わないかは提案者の判断だから、強制はしません。ただし、特記に書いたことについてはきちんと守っていただきましょうという申し合わせをしておりますので、今回も同じようにやっているということです。

**【町屋委員】**

私は、質問をしたものに対して、私の中で納得のいく回答が得られなかったので特記事項に記載しました。

**【増田会長】**

その気持ちから言うと、余計なお世話だからここは無しにしましょうという町屋委員の思いは提案者に伝わらないということになってしまうんですよ。

**【泉委員】**

今話を聞いていると、個々の提案に対する特記事項は提案者にいくのですか。

【増田会長】

そういうことです。

【泉委員】

今話の中で、我々はここまで検討していますよと言ったって、該当が外れていけば訳の分からない話になりますよ。

【増田会長】

その提案者には提案に関わる意見を伝えていただくということです。

【中澤委員】

事務局にお聞きします。特記事項に書かれてあったものがそのまま一覧に記載されていますか。意見は全て載っていますか。

【滝澤係長】

原文そのままです。

【中澤委員】

そうしますと、質問書とか申請書の表現はかなりレベルの高いことを要求しているような気がするんです。

【増田会長】

基本的なことですが、地域協議会って強調しなくても、地域協議会は地域の皆さんと一緒に歩む地域協議会ですから、なるべく私は出したくないと思っています。あと、言葉の問題ですから、言葉の使い方によって違った雰囲気を取られる可能性があります。仮に提案者へ伝える、伝えないと協議した時に、この言葉でいいか協議会で考えないと提案者へ伝えられなくなってしまいます。そういうことはしたくないので、こういう意見がありましたよって雰囲氣的に伝えてくださいということです。皆さんにお諮りしているのはこういうふうに思っている委員もいるので、あえて賛否を取るだけではなく、こういう話がありましたよと伝えてください。という扱いにしようと思っています。

【泉委員】

五智5丁目の町内会長さんを攻撃するような文章だとも思うんです。5丁目の町内会長さんは提案書には出てきていないんです。

【増田会長】

それでは勘違いしている部分もあるので、提案者にも伝えないということをお願いします。

次いきます。『小学生を対象とした看板はポスター等でも出来ると思うので、きちんとした耐久性のある看板にするべきだと思います』について。これは、今後、こういうふうにしてくださいという意見なので、そういう扱いでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

では、次「No.2 米作り体験事業」の『町内会長経由で子供会に事業紹介するだけではなく、学校を通してきちんと広報するべきだと思います』について、これも意見だと思いますので、そういう扱いにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 【町屋委員】

私、結構、重い思いで書きました。なぜかという謳っている事業の内容に関して、質問の返答が、町内の子ども、保護者、住人には年間行事として自町内には案内しました。近隣町内には各町内会長を介し、事業の案内をしました。これは、うちの町内会から脱皮して公益的な事業にしたという事業の組み立てをしているのに、やっていることは従来と変わらないというところを質問したかったのですが、やっぱり回答もそうだった。私的には30点以下を付けたかったのですが、今のシステム上30点以下を付けるよりも30点以上を付けて、特記事項として書かしていただくべきだなと。来年も同じだったらもっと強く言おうと思いました。

#### 【増田会長】

気持ちは分かりました。

#### 【田村雅春委員】

そういう見方をした人もいるのだからこれは提案者に伝えるべきだと思います。

#### 【増田会長】

それでは、扱いを特記事項として文章にすると、広報すべきであると考えてるので、したかどうか報告してくださいということになりますが、できなかつたらこういう事業は出来なかったということになりますので。もうスタートしてしまっているのも、それも含めていかなものですかということですので。よろしいですか。

(はいの声あり)

次にいきます。「No.3 春日山節・棒体操保存会事業」の『棒体操の伝承の為には一般

向けの教室の開催も必要でしょうが、小中学校での開催等の御検討いただきたい』について。こういう意見もありましたという扱いにします。次『以前、高齢者の健康改善・増進に取り組みやすいグッズであると専門家から聞いたことがあります。高齢者への取り組み方を推進していただきたい。経費の増大については別途考える余地があるはずです』について。工夫していただければそれに越したことはないけれどもという扱いになると思います。次「No.4 モーターサイレン更新事業」の『モーターサイレンの写真を資料に添付してください』について、これもこういう意見がありましたという扱いにします。次『本来、市の自主防災組織活動育成事業を活用する事業であり今後の維持管理、関係部署との連携報告を厳重に行ってください』について、皆さんの意見の中で、防災に関しては、意見交換して必要なことを申し入れしましょうねという話がありましたので、それは、そのように考えていきたいと思っております。次「No.5 直江津地区民謡こども教室事業」の『伝統の継承を謳うのであれば子ども向けの教室の開催だけではなく、小中学校での開催を検討すべき。直江津小唄くらいは全員が踊れるようになっていただきたい』について、こういう意見があったと提案者に伝えたいと思います。次「No.8 福島城の顕彰事業」の『仮設資料館内での暑さ対策を充分考慮する必要があると思います』とありますが、これも伝えるということにしたいと思います。次『質問にもありますが、勉強会は受益を負担するべきだと思います。文化講演会の会場も公的施設を再度検討するべきだと思います』についてですが、ここで聞かなければいけないのは、受益者負担をしてくださいと強制的に通告するか、こういう意見がありましたとするべきかなんですが、挙手でお聞きします。強制的に通告するべきだと思う方挙手をお願いします。

(0名挙手)

では、求めない方に賛成多数と言うことですね。では次「No.9 直江津地区の賑わいづくり事業」の『108連発の花火の打ち上げを広く知らせる工夫をしてください。祇園祭を知ってもらう為にも』について、これは要望ですので伝えてください。次『花火を上げるとしても団体名を出すべきではない』について、これは、私も気が付きませんでした。税金で上げる花火で、自分の団体名を出すのはいいものかという考え方が出てくるのです。かなり神経を使わなければいけないかなと思います。

【中澤委員】

今回の花火は、祇園祭の花火を打ち終わった後で、一旦区切って108発やるのでは



ないのですか。

**【増田会長】**

ナイアガラ、スターマインが終わった後にやるということですか。

**【町屋委員】**

そうらしいです。

**【増田会長】**

この事業は、どこかに地域活動支援事業を使っていますというものを必ず表示してくださいという条件が付いています。そういう扱いということによろしいですか。

**【町屋委員】**

祇園祭協賛会にも市からの補助金が入っているので、そこに重ねて地域活動支援の補助金を入れるわけにはいかないのでプログラムには入らないです。

**【増田会長】**

皆さんの意見をまとめると、単に連合青年会だけではまずいけれども、地域活動支援事業費を利用してやりますということを表示してもらえればいいんじゃないかということと落ち着くと思いますけど、そういう結論によろしいですか。

(はいの声あり)

では、そういう結論に致します。次『えちご・くびき野100kmマラソンの参加について。提案No.11では、直江津、五智全町内会長から協力要請でまとまる方向に向かっています。オール直江津を意識づける為に提案No.11ともよく合議して運営されるよう希望します』について、希望ですので伝えます。次『この程度の花火では目玉になることは難しく、採択方針の「地域振興に資する事業」とは直結せず、税金の使途として住民の皆さんの理解も得にくいことから花火打ち上げ事業費の171万1,800円の支出は認められない』と『活性化のイベントはいいと思うが、花火は反対。花火抜きでOK』について。これは花火抜きで採択か、花火有りで採択か賛否を取りたいと思います。

**【泉委員】**

賛否の前に意見があるのですが、171万円ってこの提案に対するメインの金額ですよ。この提案を採択としておきながら、花火だけは不採択というのは少し理解が出来ないです。

**【増田会長】**

それは、皆さんに採点をお願いする時に、この事業をするかしないかを採点して、いいものは30点以上を付けてください。ただし、この費用は、認められないというものに対しては特記事項に書いてください。と皆様をお願いしましたので、花火の代金を認めるか認めないか、花火の案件は認めないけれど、ポスターやチラシは採択するよという判断になると思いますので、その判断で皆さんから意見をお聞きしたいと思います。

**【中澤委員】**

この特記事項一覧を見ると30点以上付けて、花火については不採択というのが2件。17人の委員の内13人の委員は花火も採択と言っている訳です。それを4件の為に協議する必要がありますか。

**【田村雅春委員】**

30点以上付けた人が多い訳ですから、採択です。こういう意見がありましたって伝えるのはいいと思いますよ。

**【増田会長】**

さっき言ったようにチラシとポスターも含めて採択だと。不採択としたらポスターもチラシも不採択となるので、とりあえず採択としますという考え方もあるということです。

**【泉委員】**

でも、総額の220万円の中の170万円ですよ。協議会として主文を採択としておきながら、また主文を否定するようになっていいのでしょうか。

**【今井委員】**

事業そのものは賛成です。だけど、外からもお客さんを呼びたいということで花火を打ち上げると言っているのですが、同じ日に柏崎でも上がると聞いていますので、花火をやるのだったらもっと違う方向でやってほしいと思ったので、私は花火を反対としました。

**【町屋委員】**

実は私も同じ考え方があっていいと思っています。花火がメインでそれを否定するかどうかについては、花火がメインとはどこにも書いてありません。あくまで、花火を活性化の為だという主題で、その心意気はいいけれどもという考え方はやっぱりあってい

と思います。提案書に書いてある目的とかは間違っていないと思います。

**【泉委員】**

誰が見たって宣伝用に花火を上げるのであり、誰が見たって活性化の為の主事業ですよ。

**【増田会長】**

私が採点する前に皆さんにお願いしたのは、いいと思う事業は30点以上としてくださいと。だけど、この費用は認められないと思うものは特記事項に書いてくださいねと言ったので、当初の説明のとおり進めたいと思います。

**【泉委員】**

それは私に言わせれば、まったくの詭弁ですよ。

**【増田会長】**

詭弁であろうとなかろうと当初の説明がそうですから、混乱をきたさない為には当初の説明とおりに進めます。

**【田村雅春委員】**

ちょっと待ってください。それは納得がいかないです。全体の1割が納得いかないことがあっても、点数を付けてみると30点いかないことだってあり得るわけだ。そういうのだったらみんな30点以上を付けなきゃいけなくなってしまう。

**【丸山委員】**

今、皆さんがおっしゃっているのは、根本的なやり方を完全に否定していることになります。つまり、最初に決めたルールに従って進んでいるのに、採択結果が出た後にそんなのおかしいよと言っていることになります。

**【泉委員】**

そのとおりですよ。ですが、そんなに細かく提議されていたかということです。皆さんそれぞれが判断していた議案ですよ。極論を言えば1つの事業の中に3つも4つも要素があって、全体としてはいいけれども、この1つの要素についてはちょっとまずいねと、そこについては注文付きますよというのがそもそもの趣旨ですよ。その趣旨を否定していますからね。

**【中澤委員】**

こだわりすぎですよ。今までやってきた中では伝えていいですかというだけだったの

に、なんで花火だけ取り上げるのですか。

**【池田委員】**

この提案は、ちょっと異質かと思います。考え方の方向は賛成しているけれども、お金を一瞬のものに掛けていいものかどうか。本当はこの結果を出すには、討議をした上でなければならないのに、採点を個々に任せただけ、集約しただけでいいっていうのは、昨年度までに出てきた事業についてはそういうふうに見て良かったけど、これは異質です。

**【田村雅春委員】**

それは池田委員の言うように一瞬ですよ。だけど、額の問題じゃなくて、提案全体は素晴らしい提案だと思います。

**【増田会長】**

今の2人の発言に関しては、この事業は最初に、こういう提案がありましたっていうことを事務局から説明していただいて、この説明に質問したいことがありますか、異議ありますか、って聞いておりますので、その段階で、趣旨に反していませんかというような質問があれば、その時に皆さんに聞いてもらったのですが、採点が終わっているのにいいとか悪いっていうのは、余程のことが無い限り、前に遡らないというのが基本です。その基本を曲げてしまうと、会議そのものが全部、引っくり返ることになりますから、私が先程言ったように、花火自体は認めないけど、マップとかポスターとかは認めると考えて点数を付けた人もいるわけですから、ここで判断を変えることは止めにしましょうと、当初の判断のとおり進めますよというふうに皆さんにお諮りをしているんです。

**【町屋委員】**

この雰囲気はこれでいいのではないですか。

**【田村雅春委員】**

賛成意見も反対意見を載せておけばいいんだよ。

**【中澤委員】**

泉委員が言った、主要な柱である事業をみんなが30点以上を付けているのに、それを落とすということが全部否定になってしまう。

**【増田会長】**

落とすか落とさないかではないです。

【田村雅春委員】

文章を載せるか載せないかを聞けばいいですよ。

【増田会長】

載せるってことは落とすってことになりますよ。

【中澤委員】

違うよ。反対意見もあったってことだよ。

【田村雅春委員】

私が言っているのは採決とは違って、こういう意見がありましたっていうことだけを伝えればいいだけだよ。

【町屋委員】

それだったら今までのシステムが崩壊しちゃうような気がします。花火から少し離れて、システムとしてきちんと機能させることになると、特記事項を特記事項として記載してあるものは、ここはおかしいのではないか、ここは抜きにしてくださいっていう特記事項がつくわけですよ。

【泉委員】

特記事項としてならそのとおりですよ。だけど、それを特記事項として、採決するのはおかしいでしょ。主軸の部分を認めているのに反対の意見も出すのですか。

【増田会長】

主軸に賛成、反対じゃなくて、この中でどれが主軸になるかっていうのは誰も言っていない。だから、特記事項を採用しますか、しませんかということでもって採択しますよと言っています。結果的に、この特記事項が採択になれば、花火は認められないことになりますが、その他のチラシとポスター等のPRは認められますよということになります。

【中澤委員】

比重の問題ですよ。これだけを見ていいと思ったのではなくて、全体を見ていいと思ったんです。なのに、花火だけは認めないけど、他のところだけいいと思ったから30点以上を付けたってことですか。この事業の主要なものは何なのか。それについて皆さんで花火も含めて採点したのではないですか。

**【増田会長】**

最初に私が説明したのは、この事業をいいと思ったものは30点以上を付けて採択しなければなりませんね。ただし、この費用は認められませんねという部分については特記事項に書きましようよというふうに言っています。

**【今井委員】**

採点する前に説明がありました。私は全体に関しては賛成です。ですが、花火に関しては賛成できなかったのも、今の理論で行くならば不採択にしたかったんです。でも、直江津の花火は全国的に宣伝していかななくてはいけないなと思っていたので、私は30点以上付けました。でも、花火を一瞬であげて宣伝になると思いますか。確かに直江津の住民はきれいだねって喜ぶかもしれませんが、それよりも、もっと有効な宣伝を別のやり方でしたほうがいいと思いました。

**【丸山委員】**

17票の内、30点未満の人は2人。花火を認めないと言ったのは2人。計4人ですよ。自分の投票に関して何かあるのですか。

**【竹内副会長】**

特記事項に書いてある意見もありましたというくらいでいいと思います。

**【町屋委員】**

今回の件についてすごく気を使っていますけど、今までのルールで行けば、採決を取って次へ進んでいけば問題は無いと思いますが、どうですか。

**【泉委員】**

採決を取って、賛成多数になった場合、171万円の花火だけは認めませんよ。そんなことをやっていいのですか。

**【丸山委員】**

採決すれば、大多数が賛成になるでしょ。なぜならば、その前に採択されていますから。ここで採決を取ろうが採択になるのではないですか。

**【増田会長】**

ここへ来てなんでここまで揉めるのかってことですよ。今までとおりにやればいいですよ。

例えば、1つの事業で必須項目がいくつかあるじゃないですか。その必須項目毎に採

点するんですよ。そこまでやらないでこれは認められないということだけやっているのではどうなのかなと思います。

**【田村雅春委員】**

違うよ。きちんと項目の趣旨を活かしてほしいということです。

**【増田会長】**

だから、趣旨が活かされていない部分に関しては、当然認められないとなるわけですよ。田村雅春委員のことを言うとマップは認められないことになる。

**【伊藤委員】**

8番だけにこんなに時間がかかるのが不思議でありませんが、220万円の金額が171万円に減額されて採択するなんて言ってないわけだ。採択となっているわけだから、皆さんが特記事項に書いたことは提案者に伝えるだけですから、討議する必要がないわけだ。

**【田村利男委員】**

採点する時に、2日くらいかけて提案書を見るわけですよ。この項目はバツだとか、あの項目がマルだとかということは、総体を見て付けています。ですから、これは事業そのものを、全ての意味で承認したということで私は採点しています。

**【町屋委員】**

皆さんのお気持ちは分かりますが、今出た意見というのは、システムの崩壊だと思います。そういうルールでやってきて、全ての議案に対して全部に適用されるように公平なルールで進めましょうという話を何回かしています。ちゃんと同じルールで、もし、これが否だと思ふ人は、否を付けるのも有り、もしくは、合格だけど、ここは否っていうのはルール上有りっていうか、今回それしかないですよ。泉委員がさっき言ったようにこの事業のメインは花火だと、なのに花火を否定するこの項目はどうなのかっていうこともあります。やはり、花火を受け入れられないっていう意見が出てきているので、ここに関しておかしいだろうとか議論する事に値しないとかいうのはシステム上は成り立たないと思います。

**【増田会長】**

この採点をするにあたって、ずっと説明してきたのは、この事業を全体的に見ていいか悪いかという見方をする中で、ただし、この費用は認められませんよという見方もあ

りますよ。これは皆さんに説明してきたつもりです。ですから、今まで採点してきた中で、この事業は認められないとってその事業を落としてきた事業もありました。ですから、採択になったからとって全部採択だよという見方は直江津区としてはしておりませんので、これだと思う部分については、認められませんと意見を付けて提案者にお返しをしているわけですから。この流れは変わっていないと思っております。

**【田村雅春委員】**

採択されているのだから、全体は変えられません。問題は、花火だけは認められませんかという意見を載せるか載せないかを議論するだけであって、採択は決まっているんですから。

**【町屋委員】**

精査させてください。採決のやり直しのような誤解をされているようですが、そうじゃなくて、特記事項に関しての是か非かを問われているわけですよ。その是非を問うこと自体おかしいだろうと。これを特記事項として付けること自体が賛成に対しての冒とく的な部分で中澤委員は意見を申されています。是非を取っても採択結果に準じたものになるだろうから、採決をしても問題ないのではないかというのが私の意見でした。

**【増田会長】**

ちょっと冷まします。飛ばして「No.10 佐渡寒ブリ祭り事業」の『今後の事業は自主財源で実施されるようお願い致します』について、これはお願いだからいいですね。

(はいの声あり)

次「No.11 えちご・くびき野100kmマラソン直江津おもてなしプロジェクト事業」の『成功と継続をする為に多くの団体、企業、一般市民等としっかり協力体制作りをしてください』について、これは要望なので伝えてください。次『DVD及び、バッジの無料配布は認められません』と『スタッフグッズについて、観光大使としての特別な役割や任務が無いことからスタッフグッズの配付のみで観光大使の気持ちを持っていただくことは難しいので、スタッフグッズとしてのピンバッジは認められない。ただし、応援の為に小旗ならば応援者の自覚と選手へのアピール効果が得られるので認めることができる』について。この2つは、ピンバッジは認められないというのを特記の意見として付けるか付けないかということですが、誤解の無いように伝えておきますが、細かい採決は難しいので、これだと思うことについては特記事項に書きましよう。特記事



項に書いたものについては、特記事項について採択するかしないかに関しては、その時の判断にしましょうと。採択すれば特記事項になるし、不採択になればこういう意見がありましたって提案者に伝えるということになります。

**【今井委員】**

そういう意見なのですから、採択だけれどもこういう意見がありましたよって提案者に伝えてほしいです。

**【町屋委員】**

強制力は無いですよ。

**【田村雅春委員】**

全部、採択されているのだから。最初は、特記事項は意見として伝えるということでした。それが狂ってきておかしくなってきましたよね。

**【増田会長】**

最初に説明したのは、この特記事項の中にこういう意見がありましたよとして伝えるのと、しっかり条件として提案者に提示しなきゃいけない部分と別れますよねという説明をしてきたんですよ。それで、ほとんどの特記事項は検討してくださいということなので、条件として伝える必要がないですよ。という話をしたのですが、明らかに1人の意見として出てきているわけですから、これについて要望ではなくて意見ですので皆さんの意見を聞いて、特記事項を付けるか付けないかは採択でやっていきますよというふうに説明してきました。

**【泉委員】**

今、会長が説明されたことは、この会が始まった時から一貫してそのとおりです。特記事項として認めるか認めないか、特記事項として認めた場合、それが採用されたら、その部分についてはカットしますよと。その説明のとおりです。事務局に提案ですが、例えば、今出ている「DVD及びバッジの無料配布は認められません」という意見が、いくつあったかです。1人の意見であれば何も精査する必要が無いと思います。

**【増田会長】**

それはさっき言ったように、皆さんに認められるか認められませんかを聞いているのではないので、改めてここでお聞きしましょう。と皆さんに言っているわけです。

**【中澤委員】**

そんなこと言ったら特記事項をみんなに見せてから採点しなきゃいけなくなりますよね。

#### 【田村雅春委員】

特記事項に載せるか載せないかじゃなくて、反対の人だって、ただ単に不採択としたわけじゃないですよ。みんないろいろ苦勞しながら考えたあげく、こういう点数になったのだから、多数の委員が賛成したのですから、ただ、こういう少数意見もありましたというだけでいいのではないですか。

#### 【泉委員】

今の田村雅春委員の意見はずっと以前の話ですよ。特記事項の捉え方っていうのは、この部分を外してくれたら事業は採択だねっていうことから始まってきていて、それがずっと重なっているだけです。全体を見た中で採点をしています。という話です。ただ、会長も話されたように、我々は中身を全部把握しているわけではないから、このバッジを無しにすれば採択だよという意味で、ここに意見としてあがってきているだけです。今の流れからすると、採択という結論を出してしまうと、全部採択ですよ。あえて、意見として、こういう意見もありましたよということで済む話ではあります。

#### 【町屋委員】

私は、皆さんの意見に反対しているわけではなくて、元々のルールを守らなくちゃいけないという部分で言っているだけであって、それはルールの不備です。最初に配られた時に皆さんと読み合わせはしていますけれども、ただ、質問を出すのは個人であって、提案者からの返答を見て、そのまますぐ採点に入るわけですから、本当は段取りとしてもう1回集まってこの質問に対する返答はなんだろうというような議論が出来れば一番いいですけど、システム上は無くて、個人で採点して持ち寄ってということになっているので、これがルールですから、これに従って粛々と行くしかありません。皆さんが言うようにちょっとおかしいねというのは不備ですから、次回からはそれを改善するという事しかありません。

#### 【増田会長】

ルールの話がありました。やっぱりどんなことがあったとしても最初に決めたルールはきちっと守らなければいけないと思います。途中でルールが変わったらそれはまずいだろうと誰もが思うことです。さっき、言いましたように、直江津区の場合はこの事

業は採択になったから全額採択ということではなくて、事業としては採択だけど、この部分は認められないということに関してはきちんと注文付けましょうと。認められない部分については落としましょうというふうに、申し合わせをしてずっとやってきています。もし、ルールを変えるとすれば、次回からのルールにすればいいかと思います。

**【中澤委員】**

受益者負担というのが出てきていましたが、そこでは、採決も何も無かったですよね。それもルールですよ。そういうふうにやってきました。そういう形で来たのですから、今日はそういう形でおしてください。会長が言われるルールは確かに分かります。

**【増田会長】**

私が、皆さんにお諮りしたのは、この表現のこの内容は、あえて、皆さんに挙手をさせていただく内容ではありませんね。というのは挙手をしないでスルーで雰囲気提案者に伝えるということで、皆さんの了解を得てきているのですが、この2つの事業に限っては費用が減額か減額にならないかということを含んでいますから、それに従って採決をお願いしたいということです。

**【中澤委員】**

いいか、悪いかを採決してもらおう、次に、認めるか認めないかを採決するという進行をしてもらえばいいかなと思います。

**【増田会長】**

事業としてはいい事業だと皆さん、おっしゃっているんで、これは皆さんが点数を付けていただいた結果です。ただし、この部分については疑問や問題があるのはDVDとピンバッジです。そのことに関して皆さんの意見を聞いてみましょうというふうにお諮りをしているんです。

**【中澤委員】**

私は、さっきから言っているように、これも1つの意見でしかないけれど、認めているのですから採決する必要が無いと思うんですよ。

**【増田会長】**

1つの意見として、片付けちゃっていいのか、他の思いを持っている人がいるかどうかは聞いてみないと分かりませんねというふうに言っています。

**【町屋委員】**

1つの意見としてなのか、他の思いを持っているのか、私なんかは逆にこの意見はここにあることが嫌だなと思っているわけですよ。私の中では何の問題も無いので、逆にこれを付けることにおいて混乱するだけじゃないですか。相反する意見があるのだったら、この場で削ったほうがいいのではないかと考えているので、採決を取ってもいいのではないかと思います。花火を採決するのはそもそもおかしいという意見は分かります。分かるけれども、この意見が他に出るよりはこの場で、削ってしまったほうがいいと思います。そうでないとこれは残りますよ。採決で通らない限りは文章では残らない。

**【田村雅春委員】**

提案者には残らないけど、議事録には残る。

**【町屋委員】**

残っていいと思います。こういう意見があったって。ただ、結論的に提案者に行く時にそれがどういうレベルで行くかが問題です。

**【増田会長】**

私としては、真剣に考えればルールが一部変更になると考えていますが、これだけ議論してきたので、2件ともこういう意見がありましたよと提案者に伝えるということでもよろしいでしょうか。

(賛成と声あり)

特記事項に関しては、付けるか付けないかを挙手で問うのは止めにして、こういう意見がありましたということを提案者に伝えるという扱いにします。

これは、私の本意ではないけれども、この会の結論としてそうします。私が言ってきたことは全て議事録に残ります。この議事録を見た人はそのルールがいいとか悪いとかの判断をしてくれると思いますが、私自身の気持ちは、当初、説明したルールは何回も言ってきたことなので、今回は提案者にこういう意見があったと伝えるということで終わりにしたいと思います。よろしいですか。

(はいの声あり)

では、次へ進みます。追加募集について事務局お願いします。

**【滝澤係長】**

ありがとうございました。協議の結果、全ての事業について提案とおりの採択していただきました。残額86万5,000円になります。前回の協議会で追加募集の実施につ

いては決定しております。今後のスケジュールにつきまして案を出させていただきます。

— 資料 【追加募集審査スケジュール】(案) に基づき説明 —

【増田会長】

ありがとうございました。今の事務局の説明とおりでよろしいですか。

(はいの声あり)

では、次回の協議会について、7月23日の協議会のことも含めて説明をお願いします。

【滝澤係長】

次回の日程は、7月23日になります。内容につきましては、地域活動支援事業の提案書の配付と概要説明、全体協議を行います。それから、上越市立水族博物館の指定管理者について、担当課より報告がありますので、よろしくをお願いします。

【増田会長】

ありがとうございました。以上でよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

では、今回はこれにて終了致します。大変お疲れさまでした。

## 9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。